



令和元年10月1日発行

第210号

発行所

綾部市森林組合

綾部市宮代町前田20番地5

TEL 42-1035(代)

43-0260 (井倉販売所)

印刷所 株式会社オカムラ

## 林業こよみ

- ◆間伐、除伐 ◆しいたけほだ木の管理
- ◆枝打



## 森林整備事業

# 市志地区での集約化間伐

暑い夏も終わり、ようやく涼しくなってきました。今回は、綾部でも一番？早く涼しくなる水源の里としても有名な市志地区での集約化間伐の取組みについて紹介いたします。

市志地区は、平成25・26年度に森林境界明確化促進事業（境界が不明瞭な森林で境界の確認を行う事業）を行ったところで、森林経営計画を立てる上で必要な森林所有者が事前に分かり、所有者の方々の事業への理解も早かった為、山林面積が大きい割にはスムーズに事業を始める事が出来ました。対象となる森林所有者は25名おられて、その内10名が市外の方でしたが、故郷を離れていても持山を気にしておられて、山がきれいになるのであればと快く承諾していただきました。

実際の作業は、例年12月下旬頃から積雪で作業が出来なくなるおそれがある為、初夏から年内をめどに事業を開始しました。作業する面積が大きい為、2年がかりの作業となります。今年度は、林道泉富線の周辺と光野峠の付近で約24haの間伐・搬出、また約1500mの森林作業道を開設しました。幸い天候にも恵まれ、地元の方々の協力も得られたことで、工期内に終わることが出来そうです。

この市志地区は約15年前に治山事業を実施したところでもあり、一度は間伐によりきれいな山となっていたのですが、4〜5年前の積雪によりたくさん木が折れてしまいました。しかし地元の皆様が市志から泉富線へとつながる歩道やその周辺を手作業できれいにされていました。作業の合間に何度かその歩道を歩いたのですが、道のまわりにたくさんミツマタが育っており、幻想的な雰囲気漂っています。組合が機械を使用し、大規模な間伐をしてもやはり地元の皆様がかうやって山に入られる事によって山は生き返るんだなど感じました。

森林整備事業は場所を変えてまだまだ続いていきますが、職員・作業員共々よりきれいな山にしていく事を常に心がけて作業を進めて参ります。



## 市志地区



完成した山の様子



歩道の様子



群生したミツマタ



ミツマタ



植えられたミツマタ

# 森林経営管理制度(新たな森林管理システム)に関する綾部市の取組みについて

本年4月から森林経営管理制度がスタートしました。

森林経営管理制度は、市町村を介して小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、林業経営の集積・集約化を進めるとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村自ら経営管理（間伐などの施業等）を行う仕組みを構築することで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るというものです。

綾部市では、森林経営管理制度の施行前に、森林の経営管理の状況等を確認する目的で、昨年の10月から11月にかけて、自治会及び生産森林組合を対象に市独自の事前アンケートを実施しました。

現在、綾部市では、経営管理意向調査実施計画（市内全域の森林について所有者への経営管理意向調査を行う区域の優先順位を定めた計画）を作成するために第三者委員会（森林経営管理推進会議）を8月に設置したところであり、本推進会議において御意見を伺いながら、今後の方向性を検討してまいります。なお、事前アンケートの結果については、優先順位を決定する際の参考にすることとしています。

併せて、継続的に行ってきた綾部市森林組合様との協議や事前アンケートの結果を基に、経営管理の委託希望があり、境界確認等森林所有者の協力が得られる森林について、3年間を目途に意向調査と間伐や境界明確化をモデル的に実施していくこととしています。なお、本年度については、奥上林地区で間伐を、中上林地区で境界明確化を行う予定です。

なお、市が森林の経営管理の委託を受けるに当たり、森林所有者による境界確認の協力を得られる森林を優先したいと考えていますことと、経営管理の委託では、森林の所有権に変更がないことについてご承知ください。

本市では、モデル地区で生じた課題や工程の検証を踏まえながら、森林経営管理制度の運用方針を定めるとともに、皆様方にはその詳細をお伝えしてまいりますので、今後とも森林・林業行政の推進にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。（文責：綾部市農林課）

※別表(事前アンケート結果の概要)

	発送 件数	回答 件数	回答率 (%)	森林所有の有無 (生森分は質問なし)		人工林の有無		委託希望の有無 (生森は地縁団体 移行が条件)		境界確認の協力 (委託希望ありの内数)	
				あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
自治会分	191	117	61.3	69	48	60	3	26	20	24	2
生森分	22	15	68.2	15	0	15	0	6	4	6	0
計	213	132	62.0	84	48	75	3	32	24	30	2

# あなたの山林を自分の力で 有害鳥獣から守ってみませんか

(狩猟免許取得補助及び猟銃購入補助)

綾部市では、市の附属機関として綾部市有害鳥獣駆除対策協議会を設置し、有害鳥獣による農林産物等への被害減少を図るため、侵入防止柵の設置による防除や綾部猟友会による捕獲の両面で対策を行っています。

しかしながら、近年、狩猟者の高齢化により有害捕獲隊員の数も将来的に減少の恐れがあります。

そこで、平成28年度から、新規に狩猟免許を取得するとともに綾部猟友会に所属していただき、将来有害捕獲隊員になる方に対して狩猟免許取得経費の3分の2（上限11,400円）を補助しています。

また、新規に猟銃を購入される方を対象に購入費の2分の1（上限150,000円）を補助しています。

詳しくは、綾部市農林課（TEL.0773-42-3280）までお尋ねください。



## 組合員様へのおねがい

森林組合は、組合員により成り立っている協同組織です。

現在 綾部市森林組合の組合員は、正組合員4,291名 准組合員144名 合計4,435名（平成31年2月1日現在）の組合員様により組織されております。

組合員様の住所移転（市内、市外）、又は死亡された場合は、森林組合まで届出をよろしく申し上げます。

以下の届出用紙を準備しております。

- 加入届（新規に組合員として加入したい場合）
- 名義変更届（組合員様がお亡くなりになり、引続き組合員を希望する場合）
- 住所変更届（市内・市外問わず、組合員様の住所に変更があった場合）
- 脱退届（組合員を辞めたい場合）

## 秋のおすすめ購買品

### 〈クマの出没について〉

近日、クマの出没情報や被害が相次いでおります。

クマは嗅覚が優れ、耳も人間より優秀です。たいてい人より先に人間の接近を知れば遠ざかるので、笛やクマよけ鈴、ラジオを鳴らして自分の存在を知らせましょう。

当組合の職員もクマよけ鈴を携帯する等、細心の注意をはらい仕事をしております。組合員の皆様もクマの事故に遭われないよう、十分に注意してください。

#### ●クマよけ鈴 ¥1,540(税込)より

山での作業、登山、アウトドアにどうぞ!



#### ●フレノック粒剤10 ¥4,675(税込)

効果バツグン 頑固なササに!!ササ・スキ(カヤ)の防除・抑制に!今の時期の散布が効果大です。



### きのこ菌 販売します

今年も例年のようにきのこ菌を販売します。  
ぜひ、ご家庭で原木栽培のきのこをお楽しみください。

12月中旬から販売予定



### 松枯れ予防に! 好評

### 松くい虫予防樹幹注入剤 施工予約受付中!!

当組合では夏の薬剤散布と同じ効果で、冬季に行なう樹幹注入剤施工による松くい虫予防も承っています。

ご希望の方は、森林組合 ☎42-1035 へお申し込みください。

◎注入剤は5年に1回の施工です

※平成28年度より注入剤の効能期間が3年から5年になっています。

#### 樹幹注入剤施工の費用

##### (費用)

3,960円(税込) / 薬剤一本当たり  
木の大きさにより料金が変わります。

##### (施工時期)

1月~3月



#### 薬剤注入量表

胸高直径(cm)	注入量(ml)	本数	胸高直径(cm)	注入量(ml)	本数
11~15	60	1	36~40	300	5
16~20	60~120	1~2	41~45	360	6
21~25	120	2	46~50	420	7
26~30	180	3	51~55	480	8
31~35	240	4	56~60	540	9

## 井倉販売所

11月1日より 営業時間 午前10時から午後4時まで

営業時間 月曜日から金曜日(水曜日を除く) 午前10時から午後16時まで

綾部市井倉町南大町5番地1(位田橋南詰) ☎0773-43-0260



## メンテナンスについて

# 草刈シーズンが終わったら



春から秋にかけて大活躍の刈払機・・・しばらく使わなくなりますね。そんな時は、

- 燃料タンク内の燃料を抜き取る。
- プライマリポンプを押す・離すの操作を数回繰り返して、プライマリポンプの燃料を抜き取る。
- エンジンを始動し、自然に停止するまで低速で運転する。
- 機械が十分に冷えてから、外側に付いたグリス・オイル・ほこりなどきれいに拭き取る。各部の点検整備をする。
- エンジン部をビニール袋などに包み、ほこりの少ない乾燥した場所で保管する。

燃料を入れたまま長期間保管すると、次に使うときはまずエンジンがかからないと覚悟しましょう。その原因が、ガソリンが気化し、燃料の混合比が変わってしまう。気温が高くなったり低くなったり変化するうちにタンク内やキャブレター内に結露が生じ、ほんの微量だが水が溜まり、その水分がキャブレターの中で燃料パイプなどの栓になりサビなどが生じる。

愛着のある刈払機は、1日でも長く活躍してもらいたいもの。皆さんもぜひ実践してみてください。

## 林業センターご利用のお客様へ

### 10月1日より使用料金改正のお知らせ

令和元年10月1日より林業センター使用料金が改正されました。

	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00
大会議室(2F)	1,900	2,600	3,200
第一会議室(1F)	500	700	900
第二会議室(1F)	400	500	700
和室	400	500	600
マイクロホン器具一式	600	600	600

ご不明な点ございましたら、森林組合☎42-1035までお尋ねください。

### 消費税法改正への対応について

消費税法が一部改正になり、10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

これに伴い、当組合のご請求額に關しても消費税法改正を反映させて頂きます。

消費税率アップに伴い、ご負担をお掛けすることとなりますがご理解をよろしくお願い致します。

## 編集後記

台風15・17号が去りめっきり秋らしくなったようなどきもあれば、蒸暑い日があり「秋」を感じるには少し時間がかかりそうな気がします。

また、台風15号で千葉県では、家屋の損壊と長期間の停電と二重の被害に遭われ不自由な生活をされていると報道がありました。あらためて被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

私は、災害に遭った時は最低限、水と非常食さえあればあとは何とかなると考えていたが、今回の長期の停電を踏まえ、今の時代いかに電気が重要であるかと痛感させられました。「自助」「共助」「公助」とありますが、「自助」「共助」のところで今後、発電機を常備しておくことが必要ではないかと思いました。

さて今月号の内容は、市志地区において集約化間伐を実施いたしましたのでそのことについて、購買事業より刈払機の手入れ等について、綾部市林業センター使用料金改正について、また綾部市より「森林管理制度に関する取組みについて」「狩猟免許取得補助及び猟銃購入補助」を掲載させて頂きましたので、ご覧いただければ幸いです。

今回、井倉店舗の営業時間の変更について掲載をさせていただきました。組合員の皆様には、ご不便をおかけすることが多々あるかと思いますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願ひ致します。

最後に組合員の皆様には、くれぐれもご自愛いただき活躍いただくことをご祈念申し上げ編集後記とさせていただきます。

次回の森林組合だよりは、来年1月を予定しています。